

介護保険課からのご案内

ご本人様のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
介護保険に関するお手続きをご案内いたします。

介護保険料について

- 介護保険料をご存命だった期間に合わせて、月割りで再計算します。
再計算の結果、介護保険料が納め過ぎとなった場合、相続人代表者の口座に還付金として還付します。
一方、再計算した結果、不足がある場合には不足分を納付していただきます。
いずれの場合でも、後日通知をお送りします。
- 特別徴収（年金天引き）だった場合、年金保険者（日本年金機構等）にも死亡の届出を行ってください。
（※所沢年金事務所（所沢市上安松1152-1）☎04-2998-0170）

介護保険被保険者証・負担割合証について

- 介護認定をお持ちだった（介護サービスをご利用されていた）場合、介護保険被保険者証・負担割合証は、**3か月**ほどお手元で保管後、破棄していただいで構いません。（※市役所への返却は不要です。）

△注 意△

- ・再計算した結果については、後日「変更通知書」をお送りしますので、ご確認ください。
- ・還付には、口座情報のご提出から**2か月**ほど日数を要します。予めご了承ください。
また、還付金が発生しない場合には、通知はお送りしません。
- ・特別徴収（年金天引き）だった場合、年金天引きの停止には、**3か月**ほど日数を要します。
そのため、すぐに年金天引きが停止せず、ご逝去後に支給される年金から引かれてしまう場合がございます。
- ・ご逝去後に支給される年金から介護保険料が引かれてしまった場合でも、還付とならず、年金保険者（日本年金機構等）へ返納となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・ご逝去された方の介護保険被保険者証・負担割合証の再発行はできません。

【お問い合わせ】

所沢市役所 福祉部 介護保険課
電話：04-2998-9420
E-mail：a9420@city.tokorozawa.lg.jp